地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団	水道事業	_	_

実施状況

抜本的な改革の取組									
事業廃止	民営化• 民間譲渡	広域化等	民間活用					現行の経営	
于未况业	民間譲渡		指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	地方独立行政法 人への移行	体制を継	体制を継続	
		•							
							L		

抜本的な改革の取組状況

取組事項		(水道事業)広域化等									
		(実施類型)			(取組の概要及び効果)	(実施(予定)時期)					
実施済		経営統合	施設の 共同設置・利用								
34%501											
		施設管理の	管理の一体化								
実施予定		共同化					年	月	В		
(取組の概要) (検討状況・課題)											
検討中●	切 の 事	令和2年度は、昨年に引き続き新富町水道事業との広域化総計会議を行った。(年6回実施)。広域化の形態の中で施設の共同化や管理の一体化、経営一体化、事業統合の4つの項目を挙げた。各形態の得失をまとめる中で「事業統合」が望ましいと判断した。			令和元年度の分析をもとに現状と問題点の把握及び広域化による効果、広域化の形態(事業統合)、財務(経営指標の推移、今後の事業費、財務の検討)について話し合った。今後の流れについては、「広域化検討委員会」を設置し、出た課題について深掘りしていく予定である。						